

# 補 足 説 明 書

徳島県企画総務部管財課

## 1 工事名

職員会館テニスコート改修工事

## 2 別途発注工事

R 7 万代庁舎昭和町会議棟解体工事

## 3 設計事務所による工事監理

なし

## 4 設計図書の閲覧・質疑

提出用内訳書、設計書（金抜き）及び図面については徳島県ホームページに掲載している。

設計書（金抜き）の内容は入札金額算定のための参考資料であり、契約後は設計書（金抜き）に関する質疑は受け付けない。

設計図書に質疑がある場合は、入札公告に記載の「設計図書等に関する質問書の提出期間」に書面により質問書を営繕課に提出すること。

## 5 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に施設管理者へ連絡をし、了解を得ること。

なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

## 6 注意事項

落札者は次の書類について直ちに提出すること。

### (1) 単体の場合

免税事業者である場合、免税事業者届出書

### (2) 共同企業体の場合

・各構成員が免税事業者である場合、免税事業者届出書

・各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）がわかるもの

## 7 内訳書の提出

(1) 入札に添付する内訳書は、徳島県ホームページに掲載の設計書（金抜き）の工事内訳及び科目別内訳の項目に沿って算定し、提出用内訳書のファイルで作成し、ファイル名を会社名（正式名称でなくても、特定できればよい。）として提出すること。

(2) 提出用内訳書の着色セルに必要な事項及び金額を記入すること。また、内訳書に記載する金額が0円となる場合は空欄とせず、金額欄に0を記入すること。青色セルはその費用に含まれる内訳についての項目となっているため、その費用の全体額を超えないこと。

## 8 契約締結手続き

### (1) 契約保証金

① 設計金額が500万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。

② 金融機関等の保証契約を締結するためには、数日間の事前調査期間が必要であり、場合によっては、7日以内に保証契約ができない場合があるので、入札前の早い時期に審査申し込みをすること。

## (2) 法定外労災保険の付保

- ① 受注者は、本工事の契約工期を内包する保険期間による法定外労災保険に加入すること。
- ② 当初契約時に法定外労災保険の加入が証明できるもの（加入証明書の写し等）を提出すること。
- ③ 本工事の工期を変更したことにより、工期が法定外労災保険の保険適用外に及んだ場合、受注者は、速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した法定外労災保険の加入が証明できるもの（加入証明書の写し等）を提出すること。

※法定外労災保険について

従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

## 9 現場代理人および主任技術者等選任通知書

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書（以下「選任通知書」という。）」を、総合評価落札方式の場合は、落札候補者となった時点で発注者の契約担当者へ、その他の場合は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。

また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

## 10 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、前条の規定のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

## 11 請負代金の中間支払い

請負代金の中間支払いを受けようとするときは、電子入札ホームページに掲載の中間前金払の要件を満たした上で、発注者の認定を受けなければならない。

※H23.11.1中間前金払対象拡大.pdf

徳島県電子入札HP：<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/archives/1089>

## 12 特定元方事業者の指名

労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、本工事の受注者を、本工事における同条第1項に規定する措置を講ずべき者として指名する。